



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 西日本システム建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 柏尾 敬秀
(コード：1933 東証第二部、福証)
問合せ先 取締役経営企画部長 亀澤 知昭
(TEL：096-373-0118)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、商号の変更を含む「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 24 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、商号の変更は、同株主総会において定款変更が承認されることを条件としております。

記

1. 商号の変更

(1) 変更の理由

現在、通称社名として使用している「SYSKEN」に社名を統一するため、商号の変更を行うものであります。

(2) 新商号 (英文表記)

株式会社SYSKEN (英文表記：SYSKEN Corporation)

(3) 変更予定日

平成 26 年 10 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

① 上記商号の変更に伴い、第 1 条 (商号) を変更するものであります。

② 社外取締役として優秀な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 28 条 (社外取締役の責任限定契約) の規定を新設するとともに、現行定款第 28 条以下を 1 条ずつ繰り下げのために所要の変更を行うものであります。

また、定款第 28 条の新設に伴い、内容の整合をはかるため、現行定款第 38 条 (社外監査役の責任限定契約) の修正を行うものであります。

なお、定款第 28 条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 当社は西日本システム建設株式会社と称す。 英文ではNishinippon System Installations and Construction Co.,Ltd.と表示する。	(商号) 第1条 当社は株式会社SYSKENと称する。 英文ではSYSKEN Corporationと表示する。
第2条～第27条 (条文省略)	第2条～第27条 (現行どおり)
(新設)	(社外取締役の責任限定契約)
第28条～第37条 (条文省略)	第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。
(社外監査役の責任限定契約)	(社外監査役の責任限定契約)
第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、300万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。
第39条～第41条 (条文省略)	第40条～第42条 (現行どおり)
附則 (新設)	附則 第1条 第1条(商号)の変更は、平成26年10月1日に効力を発生し、その効力の発生日をもって本附則は削除する。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月24日
定款変更の効力発生日 第1条	平成26年10月1日
第28条及び第39条	平成26年6月24日

以上